

令和6年

三好市教育委員会7月定例会

日時 令和6年7月22日(月)午後2時00分
場所 三好市教育委員会 会議室

ふるさと
「郷土を愛し、生涯を通して『学び』を実現する教育の創造」

三好市教育委員会

令和6年三好市教育委員会7月定例会次第

1 開会

2 報告

3 承認

令和6年三好市教育委員会6月定例会会議録の承認について

4 議案

第19号 三好市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則について

第20号 三好市学校食育推進委員会規約の一部を改正する告示について

5 その他

行 事 一 覧 表

令和6年6月21日 ～ 令和6年7月21日

行 事 名	開催月日	場 所	備 考
三好地区租税教育推進協議会総会	6/24	池田税務署	
議会閉会	6/25	本庁	
特別支援教育連携協議会役員会	6/26	総合体育館	
いじめ問題対策連絡協議会	7/1	〃	
三好市青少年育成市民会議常任委員会	〃	〃	
庁議	7/2	本庁	
四国中央市教育委員会訪問	7/4	四国中央市役所	
三好教育振興協議会理事会	7/5	三好教育センター	
三好少年少女発明クラブ開講式	7/6	中央公民館	
(園)小・中校長会	7/10	三好教育センター	
第2回三好採択地区教科用図書採択協議会	7/17	東みよし町教育委員会	
三好市青少年育成市民会議総会	7/20	三野公民館	
市民大学講座「丸岡いずみ氏」	〃	三野体育館	
「社会を明るくする運動」三好地区決起大会	〃	中央公民館	
みよし水泳フェスティバル	7/21	池田中学校プール	

行事予定

鳶杯選抜野球大会	8/1(木)～5(月)		池田球場・相川球場
8月臨時議会	8/6(火)		本庁
学校閉庁日	8/13(火)～16(金)		
三好郡・三好市中学校弁論大会	8/20(火)		三好教育センター
定例教育委員会	8/22(木)	11:00	教育委員会室
三好教育研究発表会	〃	13:30	総合体育館

報 告

臨時代理の報告について

三好市教育委員会事務委任規則第3条の規定により別紙のとおり臨時に代理をしたので、第4条の規定により報告する。

令和6年7月22日提出

三好市教育委員会
教育長 伊丹 賢治

教育委員会の議決事項の臨時代理について

三好市教育委員会事務委任規則第3条の規定により緊急やむを得ない事情により委員会の議決を受けることができないと認めるので、次のとおり臨時に代理する。

三好市教育委員会
教育長 伊丹 賢治

令和6年6月11日臨時代理

三好市社会教育委員の委嘱または任命

三好市公民館運営審議会の委員の委嘱又は任命

議案第19号

三好市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則について

三好市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年7月22日提出

三好市教育委員会教育長 伊丹 賢治

三好市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則

三好市招致外国青年任用規則(令和2年三好市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(報酬及びその計算)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 報酬の支給日は、毎月20日とする。ただし、<u>その日が勤務を要しない日又は休日</u>に当たるときは、<u>その日前においてその日に最も近い勤務を要しない日又は休日でない日とする。</u></p> <p>3・4 略</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第14条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(20) 略</p> <p>(21) 夏期休業 一の任期につき、7月1日から9月30日までの期間内(取得単位は1日とする。)</p>	<p>(報酬及びその計算)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 報酬の支給日は、毎月20日とする。ただし、<u>その日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日を支給日とする。</u></p> <p>3・4 略</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第14条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(20) 略</p> <p>(21) 夏季休業 一の任期につき、7月1日から9月30日までの期間(当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により</p>

当該期間内に夏季休業の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員にあっては、6月1日から10月31日までの期間)内で5日(取得単位は1日又は1時間とする。)

(22) 略
2 略

(22) 略
2 略

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和6年4月1日より適用する。

議案第20号

三好市学校食育推進委員会規約の一部を改正する告示について

三好市学校食育推進委員会規約の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年7月22日提出

三好市教育委員会教育長 伊丹 賢治

三好市学校食育推進委員会規約の一部を改正する告示

三好市学校食育推進委員会規約(平成22年三好市教育委員会告示第36号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(委員)</p> <p>第4条 委員会の委員は、次に掲げる関係者をもって構成する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>保護者関係</u></p> <p>(5) 市役所関係各課</p> <p>(6) 市教育委員会</p> <p>(任期)</p> <p>第7条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。</p>	<p>(委員)</p> <p>第4条 委員会の委員は、次に掲げる関係者をもって構成する。委員会の委員は、次に掲げる者の中から、<u>三好市教育委員会が選出する。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 市役所関係各課</p> <p>(5) 市教育委員会</p> <p>(任期)</p> <p>第7条 委員の任期は、<u>選出された日から当該年度の3月31日までとする。</u>ただし、再任は妨げない。</p>

附 則

この告示は、令和6年8月1日から施行する。